

平成 30 年 10 月 30 日

各介護サービス事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 4）

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料（平成 30 年 7 月利用分から同年 10 月利用分まで）については、利用者からの申し立てにより国保連等へ 10 割を請求できることとされておりますが、その措置が、「平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その 1 1）」（平成 30 年 10 月 26 日付厚生労働省事務連絡）のとおり、**平成 30 年 12 月利用分まで延長**されることとなりました。

なお、平成 30 年 12 月 31 日までの利用分は、従前どおり、利用者からの申し立てがあれば国保連等へ 10 割を請求できますが、平成 31 年 1 月 1 日以降の利用分については、利用者が提示する「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」（以下、「減免認定証」といいます。）により、免除対象者であることを確認のうえ、国保連等へ 10 割を請求することとなります。

減免認定証の交付には、利用者等から本市への申請手続きが必要となりますが、具体的な手続の方法や免除期間等につきましては、詳細が決まり次第お知らせいたします。

各介護サービス事業所におかれましては、内容を御確認のうえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

広島市介護保険課 認定・給付係

電話：082-504-2363 Fax:082-504-2136

Mail:kaigo@city.hiroshima.lg.jp